

十一—十二世紀ドイツにおける太公領の展開

——領邦国家成立史への予備的考察——

山 田 欣 吾

一 ランデスヘルシャフトと太公領

——問題の所在——

この小論文の目的は、ドイツにおける Herzogtum, ducatus (太公領) の歴史をそのものとして明らかにし、叙述することではなく、ドイツにおける領邦国家の成立史を研究するための予備的作業として、Herzogtum の発展・変貌の諸階梯をたどることにより、Landesherrschaft (領邦支配体制) の形成の出発点ないしは成立の劃期を確かめたい、という点にある。これをより端的な形に言い換えれば、ここでの問題は、初期ドイツ国家 (Deutsches Reich) の構成要素としての太公領は十世紀いらいの著

しい変貌過程の中で、いつからランデスヘルシャフトとはびうる性格を備えるにいたったか、ということに絞られる。

いうまでもなく、右のような設問の仕方は、すでに、ランデスヘルシャフト概念についての特定の理解を前提しており、またその前提が承認される限りにおいてのみ設問それ自体もまた、正当性を主張しうるような性質のものである。そこで、私は、本題に入る前に、ランデスヘルシャフトなる言葉のもとで、私が考え、問題にしようとしていることの要点を、以下の行論のために必要な限りにおいて摘記しておきたい。

ランデスヘルシャフトの研究は国家史研究に属する。

したがって、ここでは、ヘルシャフト一般とか「領域支配権」といったもの、または領主制そのものの研究が企図されているのではない。しかし、国家を社会から隔絶した構築物とは考えない立場にたつ限り、封建国家の一形態としてのランデスヘルシャフトの研究は、封建社会における生産関係と階級関係とを集約的に表現するところの領主制のあり方とつねに関連させながら追究するべきことも、また自明である。私は、いま、ランデスヘルシャフトを封建国家の一形態とよんだが、より正しくは、それは国家的構成体としての Land (領邦・領国) に対する Fürsten, principes (諸侯) とりわけ Reichsfürsten, principes imperii (帝国諸侯) の支配の体制と言うべきだろう。つまり、封建国家としての領邦国家概念の中核はラントにあるわけだが、そうしたラントとは、一つのラント法をもち、通常はランデスヘルによって指導されるところのランデスフォルク(具体的には封建領主たち)の政治的共同体、と定義すべきものと考えられる⁽¹⁾。いわば、古代的ポリスが奴隷所有者の政治的共同体だとすれば、中世的ラントは封建領主の政治的共同体に外ならない。

ところで、領邦国家の成立過程をめぐって、学説史の

上では、根本的に異なる二つの見解が提起されてきた。一つは、統一的王国としてのライヒの封建的分解の結果、諸領邦ができた⁽²⁾とみる古い見方、もう一つは、むしろそれを、ゲルマン時代らしいの自生的な Adels-Herrschaft (貴族支配体制) が最終的に自らを国家の地位にまで高めたものとみる見方である⁽³⁾。つまり、ワルター・シュレジンガーにより——非常に問題の多い言い方ではあるが——Fendalismus か Allodialismus かという形で定式化された二つの対立的見解であるが、そのうち、ライヒの封建的分解論は、少なくともかつてゲオルク・フォン・ペロウによって主張されたような形のままでは、今日もはや完全に破算したものとみなさざるをえない⁽⁴⁾。たしかに、領邦国家の形成過程は、後でもふれるように、一面においてライヒの解体過程であることは疑いないが、それはライヒが既に具備していた統一的国家権力が多くの領邦の下部単位に転移していくという意味での分解でないことは、すでにオットー・ブルンナーやシュレジンガーによって充分明らかにされている。しかし、他方、中世中期以降のランデスヘルシャフトを初期中世ないしはゲルマン時代の「貴族支配体制」と棒につ

なげるような見方も決して正しいとはいえない。むしろ、ランドスヘルシャフトは、封建社会の特定の歴史段階に照応したものと扱えなければならないのであり、封建社会が一つの段階において新たに提起した国家的課題を解決しえなかったところのライヒに代って、それを果すべき新たな国家形成体として成長してきたものである。

私は、右のような意味でランドスヘルシャフトの形成が問題となりうる社会史段階というものを、基本的には、封建的戦士層の水準まで含めて、封建領主による在地領主制 (Ortsherrenschaft) が一般的に形成せられる段階と考へる。つまり、個別的領主権に基づく封鎖的領域支配の確立が領主たちによって一般的に企てられる段階である。⁽⁶⁾ この段階において不可避免的に激発する領主間の実力闘争は、そうした争いそのものに秩序を与えることによつて「平和」を保ち、領主層全体としての封建的収奪に体系的な保証を与えることを、新たな国家的課題として提起した。すなわち、封建領主間のフェーデを有効に規制し、ラント平和を実現するに足るだけの実力と権限を具えた政治権力が要請せられたわけである。ザリアー

王朝末期いらい、王権は帝国ラント平和令をくり返し公布したが、ライヒは自らそれを貫くだけの力をもたず、ラント平和を実現する課題は、在地諸権力の競り合いの中で鍛えられ、在地にしっかり根をおろした (bodenständig) 権力——これがランドスヘル権力の一つの基本性格⁽⁷⁾ なのだが——の肩に負わされざるをえなかったわけである。⁽⁸⁾

ところで、ランドスヘルシャフトの形成という問題は、一方において、ランドスヘルの指導下にラントがまとめ上げられ、形を整えていく実に複雑な、社会・経済・政治・法的な過程であると同時に、他方では、そうしたラントが、いわば国家内の国家として、帝国国制の中に確実な位置を占めていく過程、つまり帝国国制の転換過程でもある。というのは、ライヒがその内部に国家の存在を許さないような国家であるならば、そのライヒ内で、封建国家としてのランドスヘルシャフトを問題にすることなどは、およそ無意味に違いないからだ。ランドスヘルシャフトはその規模と内容、成立経過について極めて多様でありうるわけだが、そうした多様性にもかかわらず、ともかくそれが国家的なものたりうるために

は、少なくとも二つの前提条件が必要とされるだろう。その一つは、ラントに対するゲヴェーレを確立したランデスヘルが、帝国法上、国王以外の他の支配者を自らの上にもたないことであり、もう一つは、王権もまたラントに対してもはや一般・国法的意味における支配を行使しえなくなっていることである。

すでにユリウス・フィッカーなどによって指摘されたように、初期ドイツ国家の諸王は、ライヒを構成する諸「ラント」——この場合は諸部族太公領——において、ただ「国王」として行動したばかりでなく、各「ラント」の直接的支配者としても機能した。したがって、国王がこうした意味で「ラント」のヘルであるうちは、われわれが考えるようなランデスヘルシャフトは問題になりえず、国王がラントに対して、一般・国法的なヘル⁽⁹⁾の地位から、例えばレーン法的なヘルの地位に後退したとき、はじめてそれはライヒ内における独自の国家的構成体として歴史の舞台に登場しうるわけである。私がランデスヘルシャフトの形成過程を、帝国国制の転換過程とよぶのは、こうした意味においてである。

それでは、右のような帝国国制の転換過程を知るため

に、Herzogtumの変化を観察するという手続きの正当性はどこにあるのか。私はこの点に関して、さしあたり、三つのことを指摘しておきたい。第一は、後でもふれるように、初期ドイツ国家は成立当初からいわば部族太公領を構成単位とする連邦の性格をもっており、その後二世紀以上にわたって、太公領を国制の基本的構成要素とするたてまえは、太公領の内実の変化にもかかわらず、崩されなかったということである。⁽¹¹⁾したがって、太公領の地位の変化、とりわけ国王と太公の關係の変化は、帝国国制の変化の一つの明瞭なしるしである。⁽¹²⁾第二は、副王的 (vizeköniglich) 地位を内容とする太公位 (Herzogsvürde) は、レーン法的ヘルシルト制の上でも、国王⁽¹³⁾につぐ諸侯の身分であり、その地位は常にランデスヘルに上昇せんとする貴族の獲得目標であったし、また、われわれが最も早期のランデスヘルとして見出すのは、ことごとく太公ないしは太公類似の権力所有者だった、ということである。だから、第三に、十二世紀末の国制変革——帝国諸侯身分の確立——の際に、ライヒの基本的構成要素として公認された事実上の諸ラント(帝国諸侯領)は、やはり、内容的には太公領ないしは太公領類似

の構成体に外ならなかったのである。⁽¹⁴⁾

したがって、テオドル・マイヤーがいうように、「中世ドイツにおける領邦国家の研究に際して太公領が中心点をなし、一定領域に対する副王的権力をもった太公が、領邦君主的国家首長の原型とみなされた」、⁽¹⁵⁾として公が、領邦君主的国家首長の原型とみなされた、としても決して不思議ではない。私もまた、太公領が何よりもまず、ドイツの領邦国家を代表する、と考えるのであるが、しかし、それは太公領以外の領邦国家の存在を認めないということではない。Grafschaft(伯領)もまたラント法的統一体⁽¹⁶⁾ラントたりうるし、場合によっては、より小さな裁判領主制的支配も事実上ラントに近づきうるだろう。しかし、こうした事態は、当該地域において王権のみならず太公権もまた一般・国法的な支配から後退する、という二重の前提が満たされたときのみ、はじめて現実化しうることなのである。したがって、ランダスヘルシャフトの成立期を帝国国制の転換過程の中に求めたいという関心に基づいて、太公領ないしは太公制の歴史を観察することには、充分の根拠があると私は考える。

そこで、以下、私は右のような視点からして、いわゆ

るドイツ皇帝時代における太公領の発展を、そこにみられる三つの明瞭に異なった類型、すなわち部族太公領(Stammeshertzogtum)／領主制的太公領(herrschaftliches Hertzogtum)／領邦的太公領(territoriales Hertzogtum)のそれぞれに即して考察してみたい。

(一) Land, Landesherrschaft, Landesstaat, Landeshoheit といった諸概念の恣意的な規定を避け、正しく定義にいたるためには、長期にわたる「中世国家」研究史を本格的に検討しなければならぬわけだが、そうした学説史研究は別に独立の論文で果されなければならぬ。ここでは、そうした問題を論じたとくに重要な文献として、若干のものをあげることにあつた。O. Brunner: Land und Herrschaft. 4. Aufl., 1959, Wien, bes. S. 165 ff. H. Mitteis: Land und Herrschaft. Bemerkungen zu dem gleichnamigen Buch Otto Brunners. in: Die Rechtsidee in der Geschichte. 1957. S. 343 ff. W. Schlesinger: Die Entstehung der Landesherrschaft. 2. Aufl. 1964, bes. S. IX ff., 1 ff. W. Schlesinger: Die Landesherrschaft der Herren von Schönburg. 1954. S. 161 ff. Th. Mayer: Analecten zum Problem der Entstehung der Landeshoheit. in: Blätter für deutsche Landesgeschichte. 89. 1952. S. 92 ff. K. S. Bader: Volk, Stamm, Territorium. in: Herrschaft und Staat im Mittelalter. (Wege der Forschung 2.) 1956. S. 243 ff. H. Heibig: Der welt-

nische Ständestaat. 1935. bes. S. 464 ff.

- (2) 中世封建国家の形成と発展。Der deutsche Staat des Mittelalters. I. Die allgemeinen Fragen. 2. Aufl., Leipzig. 1925. Derselbe: Territorium und Stadt. 2. Aufl., 1923. H. Spangenberg: Vom Lehnstat zum Ständestaat. 1912. 中世ドイツの封建国家の形成と発展の歴史。A. Schulte: Der deutsche Staat. Verfassung, Macht und Grenzen 919—1914. 1933. bes. S. 41 ff. 62 ff. 88 ff. 参考。

- (3) 憲法史。H. Mitteis: Formen der Adels Herrschaft im Mittelalter. in: Die Rechtsidee in der Geschichte. 1957, S. 636 ff. Derselbe: Deutsche Rechtsgeschichte. 6. Aufl. 1960. S. 151 f. W. Schlesinger: Entstehung. a. a. O., S. IX. ff.

- (4) W. Schlesinger: Entstehung. a. a. O., S. XIX.

- (5) ヲロンの中世国家論を方法的に批評してそれを決定的に覆つたもの。O. Brunner: Moderner Verfassungsbegriff und mittelalterliche Verfassungsgeschichte. in: MiÖG. Erg. Band 14. 1939. ヲロンの国家権力の二元性。王権と由来する自生的貴族権力の重疊性を詳論した Th. Mayer: Geschichtliche Grundlagen der deutschen Verfassung. 1933. jetzt in: Mittelalterliche Studien. 1959. S. 77 ff. などへは重要である。

- (6) 私にこの「中世ドイツ」の考えは単なる理論的見通しとして述べようとするもの。ドイツにおける在

地領主制の確立期を具体的に知るためには、十一世紀後半の領主制の発展を、従来の土地領主制研究とは異なる観点から、本格的に研究しなければならない。その際、十一世紀から十三世紀を「商品—貨幣関係」の展開による封建制の盛期と捉える東洋史学界の見解をまた、充分に検討しなければならない。Vgl., Deutsche Geschichte, in 3 Bänden. Bd. 1. Berlin 1965. S. 227 ff. E. Müller-Mertens: Zur Feudalentwicklung im Okzident und zur Definition des Feudalverhältnisses. in: Z. f. G. 14. 1966. S. 52 ff. G. Heitz: Die Forschung der Agrargeschichte des Feudalismus in der DDR. in: Z. f. G. Sonderheft 1960. S. 116 ff.

- (7) だから、キヤン王朝時代に於けるホルン流城の諸王にみられる軍事的異民族支配は、概して Burgwardverfassung にかかわらず、ラングムスルンギオンと共々ある。また、国王役人（クルンクォーンヤグラーフ）による管轄領域支配も、支配の「領域性」の故を以て直ちにラングムスルンギオン概念の中へ含めることはできない。この意味で、シヤレジンカーがラングムスルンギオンのプロトタイプ的な性格を強調しているのは、全く正しい見解とすべきである。

- (8) ラント平和運動とラングムスルンギオン形成との間に存在する積極的關係は、今日すでに広く認められている。これについては、例えば、K. Bosl: Die Reichsministe-

- (19) O. Brunner: Land und Herrschaft. a. a. O., S. 192.
Th. Mayer: Fürsten und Staat. Studien zur Verfassungsgeschichte des deutschen Mittelalters. 1950. S. 298 ff. G. Goetz: Niedere Gerichtsbarkeit und Grafengewalt im badiischen Linzgau während des ausgehenden Mittelalters. Gierkes Untersuchungen. 121. 1913.
A. Gasser: Entstehung und Ausbildung der Landeshoheit im Gebiete der schweizerischen Eidgenossenschaft. 1930.

二 部族太公領

古い部族太公制 (alters Stammesherzogtum) がカロリ
ンガー諸王によって廃止されたのちも、後のドイツ領域
における住民の部族的編成そのものは根強く存続し、ま
た、⁽¹⁷⁾dux ないしは ducatus 概念も決して消滅することは
なかった。一方、九世紀末になると、カロリンガー王
権は、王国が三方から外敵の脅威にさらされる状況のも
とで、国の平和を内外に対して保つ能力を全く失ってい
た。そうした危機の中で、帝国東半部における国土防衛
の指導者として、また政治秩序の新しい担い手として再
登場してきたのは、諸部族の太公たちであった。

フランク族ではコンラート (Konradiner)、『サクセン族
ではオットー (Lindolfinger)、『バイエルン族ではアルヌ
ルフ (Luitpoldingen) といった力量ある貴族が、新しい
政治秩序の体制として部族太公領 (jüngeres Stammesher-
zogtum) を作りあげた。彼らは、或いは辺境 (Mark) に
おけるグラーフとして、また或いは国王巡察使 (missi
domini) として、カロリンガー的官職を帯びた帝国貴
族層 (Reichsaristokratie) に属し、そうした意味で王権
的權威を体现していたと同時に、家柄の高貴性と個人的
力量、多数の従士群とそれによってかちとられた軍事的
業績を通じて、部族民の自然的指導者とみなされるよう
になり、そうすることによって、フランク時代全期を通
じて断絶することのなかった部族の伝統に、しっかり根
をおろすことになった。⁽¹⁸⁾だから、彼らは各部族の上に、
事実上、国王類似の地位をもっていたのであり、彼らの
うちの誰が東フランク王権についても決しておかしくは
なかった。事実、サクセン太公ハインリヒに「フランク
人の王」の冠が与えられたとき (九一九年)、バイエルン
部族はそれに反対し、自分たちの太公アルヌルフを「ド
イツ人の国における」(in regno Teutoniorum) 対立王

として推戴したのである。⁽¹⁹⁾

ザクセン王朝のもとで成立した初期ドイツ国家は、したがって、決して集権的統一国家ではなく、フランケン、ザクセン(含テューリンゲン)、バイエルン、シュヴァーベン四大部族の連邦だった。国王は諸部族の代表によって選出され、また、一つ一つの部族集会において各部族の王として承認される必要があった。⁽²⁰⁾つまり、カロリンガー王権によっては認められることのなかった部族太公制が、いまやはっきり公認され、部族太公領が国制の基本的構成単位としてライヒの中に組み入れられた。そのことは、オットー一世の戴冠(九三六年)に際して、太公たちが諸部族の代表者として行なった宴席奉仕の中に象徴的に示されている。⁽²¹⁾いまや、太公たちはライヒの担い手として王を補佐することとなり、ライヒの政策は、いわば王と太公たちの協力と押しあいの関係によって決定された。

こうした国制のもとでは、当然のことながら、王が太公の人選に対して影響を及ぼしうるか、それとも、部族側で決定された指導者を無条件で承認せざるをえないのかが決定的な問題であった。そして、ザクセン王朝の最

初の二人の王は、この問題を王権側に有利に解決した。もちろん、こうした点について各部族太公領の事情は一樣だったわけではない。⁽²²⁾しかし、ごく一般的にいえば、オットー一世以来、太公位の官職的性格を強め、その任命にたいする王の影響力を高めようという王権の政策は目覚ましい成功を収めた、ということができる。

右のような王権の政策意図は、帝国官房によって作成された公式文書の用語法にも示されている。すなわち、帝国官房が公文書の中で貴族に賦与するタイトルは、決して当該貴族の社会的地位や事実上の権勢を表現するのではなく、王権の立場からして公認された限りでの国制的地位⁽²³⁾官職を現わすものであったが、そうした意味で *dux* タイトルが定着するのは、オットー一世の時代であった。⁽²³⁾それ以前にこの称号が使われなかったわけではないが、アルヌルフ、オットー、ブルクハルト (*Burkhard*、*og*) など誰の目にも異論の余地なき部族太公に対して、も、帝国官房はカロリンガーの官職体系に即しつつ、*comes*、*marchio* の称号をもっぱら用いた。帝国官房が系統的に *dux* の称号を使うようになるのは、ほぼ九四〇年以降であり、しかも、それはロートリンゲン、ザクセ

ン、シュヴァーベン、バイエルンおよび九七六年以降はケルンテンを加えた五地方について、各々一人の、王によって太公職に任命せられた貴族に限って用いられた。つまり、この称号は帝国官房においては、帝国法的官職を現わすものとして、王から公式に権限を託された官職的太公だけに厳しく留保されていたのである。

オットー一世以来ザクセン王朝の諸王は、実際、太公の選任に決定的な影響を及ぼし、太公をほとんど任免自由な役人のようにとり扱った。⁽²⁴⁾ 国王は、まず、巧妙な婚姻政策を通じて、自己の子弟を各部族の首長の座につけ、子女を有力貴族に嫁がせて、義子たちを太公に任命した。例えば、旧カロリングー的分国の基礎の上に、ドイツの部族太公領にならって作られたロートリンゲン太公領についていえば、初代太公ギゼルベルト(オットー一世の妹ゲルベルガの夫)が九三九年に死ぬと、その後任には国王の実弟ハインリヒが任命され、同太公がバイエルン第一の豪族アルヌルフの娘を妻としていた関係から、バイエルン太公ベルトドの死後バイエルン太公に転任せられた後には、王の義子(娘リウトガルトの夫)ザリアー家のコンラートが太公位につけられた。さらに、

そこでは九五三年から六五年まで、王の末弟、ケルン大司教ブルーノーが「西の摂政」(Reichsverweser im West)として、太公以上の力をふるった。また、シュヴァーベンについても、オットー一世の長子リウドルフは、太公ヘルマン(Konradiner)の後を襲って(リウドルフは九四七年ヘルマンの娘イダと結婚している)、九五〇年シュヴァーベン太公位につき、その子オットーも九七三年から九八二年にいたるまでその職についている。

この時代における部族太公制の官職的性格を最もよく示すのは、国王による太公の罷免と国王からの圧力による太公の官位返還がしばしば行なわれたことである。例えば、九五三年バイエルン太公ハインリヒとシュヴァーベン太公リウドルフの対立を主要な動機として大きな内戦が起ったとき、王はまず、リウドルフ側に加担したロートリンゲン太公コンラートを専断によって罷免し、翌五四年のラントタークでは、リウドルフの官職をも剝奪し、それをフンフリディンガーのブルクハルト二世に与えた。オットー二世もまた九七六年ベーマン太公ポレスラフと結んで王に対して公然たる反抗を行っていたバイエルン太公ハインリヒ二世(王の従兄弟)を武力によっ

て追放し、太公位をとりあげている。また、王の意志による太公位の「自発的」放棄の例としては、テオファールの統治時代に、右のハインリヒ二世との和解のために強制されたハインリヒ三世のバイエルン返還(九八五年)、当該ハインリッヒにケルンテン太公位を与えるために強制されたオットー・フォン・ザリアーのケルンテン放棄、さらにもまた、約十年後に同じオットーを再度ケルンテン太公位につけるためになされたバイエルン太公ハインリヒ四世(後の国王ハインリヒ二世)によるケルンテン返還などがあげられる。

部族太公権の性格を考える上でもう一つ注目に価することは、ザクセンをのぞく太公領、とりわけシュヴァーベン、バイエルン、ケルンテンには、つねに他部族出身の高級貴族が太公として送りこまれたということである。⁽²⁶⁾シュヴァーベンの太公位は、九五〇年くらい約百年にわたって、(アルクハルト二世の短い在職期間を除けば)リウドルフィンガー、コンラディーナー、パーベンベルガー、ザリアーなどザクセン、フランケン出身の太公によって占められていた。在地豪族の中からルードルフ・フォン・ラインフェルドナーが初の太公になったのは一〇

五七年である。バイエルンでも九四七年以来リウドルフィンガー、ルクセンブルガー、ザリアーなど他部族出身の太公がつづき、多少とも出身地の近いヴェルフエン家から太公が任命されたのは一〇七〇年のことであった。ケルンテン太公位にいたっては、九七六年の太公領成立以来、一貫して、フランケン大豪族に名誉太公位を授与するための対象として、極めて特異なとり扱いをうけた。⁽²⁶⁾

他部族出身の太公は、通常、管轄太公領において、アロディアルな所領をほとんどたなかつたことはいうまでもないが、太公職に附随して国王から封与されるグラーフシャフト、フォークタイその他のレーンも、言うに値するほど大きなものではなかつた。⁽²⁷⁾むしろ、在地豪族との通婚によって獲得された在地の所領、諸権利がこれを大きく埋めあわせ、太公のそうした新しい権力基盤は、しばしば王の子弟をすら在地側の利害にまきこんで王権に対抗せしめるに至ったが、それにもかかわらず、彼らが部族領域に深く永続的な根を張ることは、王権によって有効に阻止された。

もちろん、バイエルンやシュヴァーベンのように部族

的秩序・伝統の強いところでは、豪族たちのもつ部族的意識からしても一応は自分たちの指導者として受けいられるような人物でなければ、一日たりとも太公権を行使することはできなかったであろう。バイエルンの場合、新しい太公は必ず部族の貴族たちによって「選出される」手続きがとられているのも、そうした事情を物語るものには違いない。しかし、十世紀の部族太公制について、その部族的性格の側面を余りに高く評価するのは正しくない。少なくとも、他部族出身の太公たちには、われわれがさきにランデスヘル⁽²⁸⁾の条件として挙げたような在地性(Bodenständigkeit)、すなわち、いかなる事情のもとでも支配領域の住民たちと運命を共にせざるをえないという意味での在地性が欠如している。部族領域に對する彼らの支配権は、基本的には、王権から発する官職的権限であり、その有効性は自らの実力によるというより、王権の「破壊力」(Zerstörkraft)⁽²⁹⁾の圧倒的大きさに依存していたのである。部族領域に對する彼らのゲヴェーレ⁽³⁰⁾などということは問題にもなりえなかった。

一方、ザクセンにおいては、一一〇六年にいたるまでの歴代太公は全部土着豪族ビルンガ⁽³¹⁾の出身であった

が、ここでは部族と太公権との関連が、ある意味では極めて早期に断たれてしまった。というのには、言葉の全き意味における部族太公であったところのリウドルフィンガー⁽³²⁾が王位に登って以来、その代理者としてザクセンの統治を託されたヘルマン以下の太公は、国制的たてまえとしては、ザクセン部族全体を代表することになってい⁽³³⁾たにもかかわらず、実際には全部族領域に對する太公権をもつてはいなかったのである。

太公はスラヴ国境のマルクグラーフやラント内の有力グラーフに對して、何ら上級支配権を行使しえず、彼らと国王との直結関係は一貫して保たれた⁽³⁴⁾。また、ザクセン太公は、バイエルン太公がレーゲンズブルクにおいて開催したような全部族的ホーフタークを一度も開いておらず、その徴兵権も部族領域全体には及ばなかった。太公権の妥当範囲は、事実上、ビルンガ⁽³⁵⁾の支配領域——それ自体は決して小さいものではないが——だけに限られた。つまり、ここでは厳密な意味における「ビルンガ⁽³⁶⁾のザクセン部族太公領」は問題にならないのであり、太公領の実体はすでに次節でとり扱うべき領主制的太公領に極めて近づいているのである。

- (71) Ernst Kiebel: Herzogtümer und Marken bis 900. in: Dt. Archiv II, 1938. (Jetzt in: Die Entstehung des Deutschen Reiches. Wege der Forschung. I, 1956)
- (81) 九一十世紀における部族太公制の成立について、おごあたり、前註クルーニンの論文のほかに、W. Schlesinger: Entstehung der Landesherrschaft. a. a. O., S. 131 ff. G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 200 ff. Walther Merk: Die deutschen Stämme in der Reichsgeschichte. in: ZRG. Germ. Abt. 58, 1938. S. 28 ff. Th. Mayer: Friedrich I. und Heinrich der Löwe. a. a. O., S. 403 ff. H. Mittels: Der Staat des hohen Mittelalters. 4. Aufl., 1953. S. 107 ff. K. Bosl: Staat, Gesellschaft, Wirtschaft im deutschen Mittelalter. in: Gebhardt's Handbuch der Deutschen Geschichte. I. Bd. 1954. S. 612 ff. なやをあたひきく。この「解釋 E. Rosenstock: Königshaus und Stämme. a. a. O., J. Nadler: Das stammhafte Gefüge des Deutschland. 3. Aufl. 1934. なやの纏纏ひの「部族」なるもの、は種々な実体として前提をたづねるのだから、ひらき直つて、この時代の部族とは何かという点になると、従来の研究に比べて、ほとんど何も説明をたづねないものが多い。
- 研究の方向として、R. Wenskus: Stammesbildung und Verfassung. Das Werden der frühmittelalterlichen gentes. 1961. が初期の中世の時期について、説きたように、部族概念を一旦はるかにその局面に分解した上
- で、それぞれの局面について観察し、それを再び重ねあわせると、その研究操作が、この時代について、も行なわれなければならない。
- したがって、この「部族」なるものを、必ずしも実体のはっきりしたもの、政治的、種族的、習俗的共風の意識によって結合された、多くの場合、部族法(Stammesrecht)の統一的適用をうける人的結合体と理解しよう。
- (9) F. Ernst: Das Reich der Ottonen im 10. Jahrhundert. in: Gebhardt's Handbuch der deutschen Geschichte. I. Bd. 1954. S. 165 ff.
- (10) E. Rosenstock: Königshaus und Stämme. a. a. O., S. 83 ff. W. Schlesinger: Die Anfänge der deutschen Königswahl. in: ZRG. Germ. Abt. 66, 1948. S. 401 ff.
- (11) Widukind v. Korvey: Res gestae saxonicæ. II. 2. (F. Ernst: Das Reich der Ottonen. a. a. O., S. 175)
- (12) von Harnburg: Die Ottonen- und Salierdynastie. Kurt Reindell: Herzog Arnulf und das Regnum Bavariae. in: Z. f. bayer. Lg. 17, 1954. 187 ff. I. Zibermayr: Noricum, Bayern und Österreich. 1944.
- (13) Walther Kienast: Der Herzogstitel in den deutschen Königsurkunden. in: Festschrift Hermann Aubin. 1965. Bd. II. S. 563 ff.
- (14) Die Ottonenzeit. F. Ernst: Das Reich der Ottonen. a. a. O., S. 174 ff. R. Holtzmann: Geschichte der sächsischen Kaiserzeit, 900 bis

1024. 2. Aufl. 1943. W. Giesebrecht: Geschichte der deutschen Kaiserzeit. I, II. 1860. G. Waitz: Deutsche Verfassungsgeschichte. a. a. O., VII. S. 115 ff. G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 34 ff. なほび依拠しつゝ也。
- (25) 上の定やリへて強調しつゝ也の故、G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 45 ff. p. 49。
- (26) P. Puntschart: Herzogseinsetzung und Huldigung in Kärnten. Leipzig. 1899. H. Werle: Tittelherzogtum. a. a. O., S. 245 ff. G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 46 ff.
- (27) G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 48. E. Kiebel: Vom Herzogtum zum Territorium. a. a. O., S. 214 ff.
- (28) G. Waitz: Deutsche Verfassungsgeschichte. a. a. O., VII. S. 115.
- (29) Th. Mayer: Der Wandel unseres Bildes vom Mittelalter. Stand und Aufgabe der mittelalterlichen Geschichtsforschung. in: Blätter f. dt. Landesgeschichte. 94. 1958. S. 18. ちよび「さうした王権の強さがよつて来る基礎は何か」という点になると、他の多くの局面と並んで、とくにオットーネンの教会支配体制を問題にしなければならないわけだが、ここではこの大問題にたちいることはできなから。
- (30) G. Waitz: Deutsche Verfassungsgeschichte. a. a. O., VII. S. 122. bes. Anm. 4. G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 50 ff. Th. Mayer: Friedrich I. und Heinrich der Löwe. a. a. O., S. 405.
- (31) 例せば、ヘンリッヒ一世は九八五年オットー三世の戴冠の際に、一〇〇二年のヘンリッヒ二世の選挙の際に、サクセン部族全体を代表して行動しつゝ也。
- (32) W. Schlesinger: Entstehung der Landesherrschaft. a. a. O., S. 186 ff. 242 ff.
- (33) E. Kiebel: Vom Herzogtum zum Territorium. a. a. O., S. 210 ff.
- (34) J. Ficker: Reichsfürstenstand. a. a. O., II. 3. S. 290 ff. 300 ff. 476 ff.
- (35) H. W. Vogt: Das Herzogtum Lothars von Süppingen. Hildesheim 1959. S. 85 ff.

三 領主制的太公領

十世紀前半には、ドイツ国家の連邦的基本単位として、国家生活の上で重要な役割を果たしたところの部族太公領は、十世紀末になると、早くも部族的基礎を失って解体にむかった。この動きの背景には、オットー諸帝が帝国統一政策をおし進めるために、ますますはっきりと王権の基礎を超部族的勢力たる教会の上に置き、その代

償として教会諸侯、聖界諸領主の独立性を、太公権や伯権の犠牲において促進した、という事情が横たわっている。⁽³⁶⁾ 九五五年の対ハンガリー戦のための召集は部族単位になされ、戦闘部隊は各太公の指揮下に全く部族ごとに編成されたのだが、こうした軍隊召集の仕方はその後行なわれていない。かわって、九八二年オットー二世のイタリア遠征に際しては、すでに帝国教会や帝国修道院の提供する封建騎士軍の比重が圧倒的に大きくなり、部族太公制の軍事的意義はいちじるしく低下した。⁽³⁷⁾ また、キーンナストの文書学的研究によれば、国王と太公との結びつきはハインリヒ二世(一〇〇二—一〇二四)の時からすっかり弛み、太公たちが宮廷において国王を補佐したり、ライヒスタークにおいて国王の代弁をする機会は稀になったことが確認されている。⁽³⁸⁾

太公は制度的には依然として部族領域に対する国王の代理者であったが、どの官職太公領においても、そうした太公の地位を無視ないしは拒否するところの諸豪族の台頭が目立ってきた。ザクセン太公の支配権が有力マルクグラーフやグラーフの支配領域内に及ばなかったことは既にのべたが、同様の状態は例えばロートリンゲンに

おいても進行していた。ロートリンゲンの官職太公は、十世紀前半にはじめて任命された当初から、すでにモゼル中流地方に勢力をもつ在地の有力諸豪族の独立的地位を、事実上、容認しなければならなかった。その後、ケルン大司教ブルーノーの「摂政」下で管轄領域が上・下ロートリンゲンに二分され、在地豪族の中から二人の太公が任命されたが、彼らの支配は狭くなった新管轄領域すら覆うことができず、また、彼らは在地豪族としての領主的実力による以外、太公の官職的任務を遂行することができなかった。⁽³⁹⁾ 彼らは制度的たてまえの上では管轄領域全体に対する官職太公であったが、太公なる官職の権威によっては何も行なうことができず、実際には、在地豪族としての領主的実力の上に、また、その領主制的支配の及ぶ限りにおいてのみ太公権を行使しえなうにすぎなかった。

ところで、右のような官職太公支配の領主制化が進行すると、王権にとっては、そうした官職太公の威令に服することを拒否し、かえって彼らとの同格性を主張する大豪族の地位を、国制上どう位置づけるかが問題とならざるをえなかった。後期ザクセン王朝とザリアー王朝の

諸王にとっては、事実、これは一つを中心問題であり、つづくロタール三世のもとでなされたラントグラーフンヤフト制の新設も、実はこの問題解決への新しい試みの一つであった。⁽⁴⁰⁾しかし、この時代の諸王は、基本的には、官職太公制自体を再編成するという形(例えば官職太公領の分割・増設)においてではなく、少数の最有力豪族に名誉太公位(Titelherzogtum)を与え、彼らを官職太公と同格の諸侯として人的に帝国国制の中に組み入れるという形で問題を解決しようとしたのである。

十、十一世紀の叙述史料には、有力な豪族たちを、国王からの官職授与の有無に係わりなく *duces* とよぶ例が少なくない。⁽⁴¹⁾これは彼らの社会的地位が官職太公たちと同じだったことを物語るものだろう。しかし、帝国官房の公式用語では、*dux* のタイトルが官職太公に厳しく留保されていたことは上述した通りである。ところが、十世紀後半になると、官職太公がその職務を離れた後にも、また、任地以外の本領地においても、国王により、実際に太公として取り扱われるという注目すべき事例が出てくる。そうした名誉太公の例としては、フランケンではコンラディナー(十世紀後半)、⁽⁴²⁾ザリアー(十世紀後

半—十一世紀)、バーベンベルガー(十世紀末—十一世紀)、⁽⁴³⁾シュタウファー(十二世紀)、⁽⁴⁴⁾ロートリンゲンではリムプルガー(十一世紀後半—十二世紀)、⁽⁴⁵⁾シュヴァーベンではツェーリンガー(十一世紀末—十二世紀)、ヴェルフエン(十二世紀)、⁽⁴⁶⁾バイエルンではアンデクサー(十二—十三世紀)、⁽⁴⁷⁾などが挙げられる。ここでは、それらすべてについてふれる余裕はないので、ザリアーとツェーリンガーの例に限って彼らの太公位と太公領のあり方を検討してみたい。

ザリアーのコンラート(Konrad der Rote)はオットー一世の娘リウトガルトと結婚、九四四年ロートリンゲン太公に任ぜられたが、九五三年の反乱に加わった廉で官職を奪われ(前述)、父ヴェルナー以来の世襲領に局限された。その子オットーが九五五年家領を相続する。皇帝オットー二世の時代(九七三—九八三)に入ると、宮廷内での勢力関係の変化にも助けられてザリアー家は復権し、オットーは九七八年ケルンテン太公に任ぜられた。彼は十一世紀のケルンテン諸太公と違って実際に任地にも赴むき、太公権を行使するほか、その地に *Sf. Lambert* 修道院を建設している。しかし約五年の在任ののち、恐

らく国王の要請に応じて太公職を辞し(前述)、フランケンの本領に帰ってその経営に専念した。オットーはその後九九五年に再びケルンテン太公位を与えられるまで、無官のままに留まったわけだが、その間、皇帝オットー二世とオットー三世の公文書は、全く異例にも、彼を *Dux* とよび、しかも本領所在地と結合して「太公ヴォルムスのオットー」と述べている。⁽⁴⁸⁾つまり、ザリアー家のために新しい官職太公領が作られたわけではないが、同家の名譽太公位が公的に認められたのである。そのことによって、オットーはライヒの政治について、他の官職太公たちと同一の行為能力を取得するとともに、その領主制的支配地域に対しては太公権力をもって臨みうることとなった (*Herzogsherrschaft*)。

ところで、ライン中流地方におけるザリアー太公家の領主制的支配は、つぎのような所領、諸権利から成っていた。第一は、ザールとブファルツを中心とする自由世襲地。その分布はまだ明らかにされていないが、アイゲンクロスターの配置⁽⁴⁹⁾などからみて、かなり広く分散していたことが推測される。第二は、ブファルツの *Wassau-forst* と *Bennebrunn* の *Luthardt* と *Wassau* の二つの森林。これ

は、九八五年ザリアー家がヴォルムスにおけるレガリエンと帝国領を放棄することとひきかえに、オットー三世から与えられたものである。第三は、ヴォルムス、シュバイヤー司教領をはじめ、ランスの聖レミギウス修道院の所領 (*Kusel, Boppard*)、ヴァイセンブルク修道院領などかなり大きな教会所領に対するフォークタイ。第四は *Naldegau, Wormsgau, Speyergau* をはじめとする八つのグラーフシャフト。これらはザリアーの封臣としての *Zeizolf-Wolfram, Emichonen* とした *Untergrafen* によって管轄された。しかし、これらグラーフシャフトが確実に帝国レーンに発したものがどうかは断定できない。

以上のようなザリアー太公家の所領、諸権利の複合体は、ヴォルムスを中心として相当まとまったザリアーの勢力圏を作りあげていたことは間違いない。そして、そうした勢力圏において、ザリアーのヘルたちはたしかに太公として支配を行なうことができた。だから、そうした支配のあり方を、われわれは、官職太公領の領主制化によって成立したザクセンやロートリンゲンの太公領と対をなすような形で、領主制的太公領とよぶことができる(キーナストのいわゆる *Feudalherzogtum*)。⁽⁵⁰⁾し

かし、その際に忘れてならないことは、ザリアーの領主制的太公領の場合には、事実上存在する太公支配圏が、国制上の *Reichs* としては認められていない点である。

また、その勢力圏を余りに封鎖的な支配領域と考えすぎることも正しくない。支配の実体は、あくまでも、それ自体分散的な諸権利の複雑な集合体であり、その統一性は権利所有者の人格の単一性によって僅かに保たれているような、極めて不安定なものであった。だから、一〇三九年ザリアー太公家が断絶したときには、諸権利はその法的性格にしたがって別々に相続・継承され、ヴォルムスを中心とする勢力圏は存続しえず、ザリアー王家の中心も、むしろシュバイヤーに移動するのである。⁽⁵¹⁾

約五十年のちのツェーリンガーの太公権と太公領についてもまた、基本的にはこれと同じ事情がみられる。⁽⁵²⁾ ツェーリングン家の起源は必ずしも明らかでないが、シュヴァーベンにおける古い家柄の一つであり、十一世紀においては、家格、実力ともにむしろシュタウフェン、ヴェルフエン、ラインフェルデン家より一步先んずるものさえあった。一〇五七年幼帝ハインリヒ四世に代って帝国の政治を動かしていたアグネスが、その義子 Rudolf

von Rheinfelden にシュヴァーベン太公位を与え、在地豪族の中からはじめて官職太公が現われたとき、ツェーリンガーが新太公の下に屈することを認めなかったとしても、それは当然のことであった。同家は官職太公の権威を認めず、自己の支配領域においてそれからの独立性を主張し通した。一〇六一年アグネスが Berthold I. von Kärnten にケルンテン太公領を与えたのは、そうしたツェーリンガーの不満を解決し、ラインフェルドナーとの位階均衡をはかるための措置であった。

一〇七七年太公ルードルフがハインリヒ四世に対する対立王に選ばれたことに端を発する内戦の中で、ザリアー国王によって任命されたシュタウファアの太公と、部族貴族(含ヴェルフエン)によって選出されたツェーリンガーの太公とが、シュヴァーベン太公位をめぐる争い争った。争いは一〇九八年に終結し、オットー・フォン・フライジnkによれば、ツェーリンガーは「太公領(Ducaus)を放棄し、その代りにシュヴァーベンの極めて重要な都市ツェーリヒを皇帝の手から与えられた。」⁽⁵³⁾ しかし、太公領の放棄というのは、決してツェーリンガーがシュタウファア官職太公の管轄権のもとにたつこ

とを認めたという意味ではない。フライジンク自身が続いて書いているように、ツェーリンガーはその後も太公のタイトルを保持しつづけた。フライジンクはそれを「空虚なタイトル」とよび、「*ducatus*を持たぬ *dux*」とツェーリンガーをよんでいるが、その当否は一応別として、重要なことは同家の太公位が国王の公文書の中で公認されているということである。一一〇六年ハインリヒ五世の文書以来、ツェーリンガーのベルトルド二世（一〇七八—一一二二）、ベルトルド三世（一一一一—一二二二）、コンラート（一二二二—一二五二）は常に *dux* として現われ、さらにロタール三世の官房は太公のタイトルに “*Zalid. Gensis*” をつけ加えて「ツェーリンゲンの太公」と呼んでいる。⁽⁵⁴⁾ つまり、国王はツェーリンガーのために新しい官職区劃としての *ducatus* を作ることはしなかったが、帝国法上の *dux* たる地位を名誉太公位の形で公認したわけである。

ところで、シュヴァーベンにおけるツェーリンガー太公の地位が、決して「空虚なタイトル」だけのものではなかったことを明らかにしたのは、テオドル・マイヤー⁽⁵⁵⁾であった。マイヤーはツェーリンガー諸太公が、十一世

紀末から十三世紀初頭にかけて、いかに計画的に領域支配政策を追求したかを論述した。それによって、ツェーリンガーがアロディアルな土地所有、教会支配権、グラーフ権といった個別的諸権利を起点として、オーバーライン地方に一つの勢力圏を作りあげる経過が明らかにされ、そうした領域開発・支配政策における開墾の役割、それを担当したものとしての修道院の重要性、計画的な都市建設と城郭建設の意味などがはじめて明瞭にされた。そして、マイヤーによれば、まさにそうした支配圏の上に、ツェーリンガーは名誉太公位によって公認されたところの国家的支配権を行使したのである。そこで、マイヤーはそうした支配構成体を「ツェーリンゲン太公の国家」とよび、しかも、それを中世における最初の「近代」国家⁽⁵⁶⁾ 制度的領域国家と規定したのである。

私はマイヤーがツェーリンガーの領域支配政策を語り、ツェーリンガーの太公領 (*Herzogtum*) を語る限りにおいて全面的に賛成であるし、また「そこに “*werden. der Staat*” を認めることも不当ではないと思う。しかし、ツェーリンガー太公領は「制度的領域国家」とよぶには余りに脆弱なものであった。すなわち、一二一八年

ベルトルド五世をもって家系が断絶したとき、その所領、諸権利はそれぞれの法的性格にしたがって分割継承され、後にはいかなる「国家」の痕跡すら留めなかったのである。私はこの結果をマイヤーのように専ら皇帝フリードリヒ二世の政策に帰することは正しくないと思う。むしろ、ツェーリンガー太公領の実体はザリアーのそれと同じく、基本的には、名譽太公個人の人格によって辛うじて統一されているところの極めて多様な諸権利の複合体に外ならなかったのである。

ザリアー、ツェーリンガーの場合、双方を通じて、領主制的太公領はたしかに——王権の後退をさえ前提すれば——ランデスヘルシャフトに発展し、支配構成体であった。その意味でランデスヘルシャフトの起点を領主制的太公領に求めることは許されうるだろう。しかし、太公の支配がオットー・ブルンナーのいわゆる *domini-*⁽⁶⁷⁾ *um* の段階に留まる限り、それは支配者個人の事情によって容易に解体してしまうような不安定性を脱することはできなかった。つまり、そこでは、支配構成体に対してその存在の客観性を保証するものが欠如しているのである。また、さらに言えば、王権は支配者個人を国制の

中に客観的に組みこんだけれども、支配構成体そのものを、客観的に存在するものとして帝国国制の中に位置づけることはしなかった。

私は、歴史のこの段階において、支配構成体の客観性を支えうる要素が単一だったとは思わない。ある地域の統一性を作りだす地形とか、教会の行政区劃(例えば司教区)、ライヒの行政区劃(例えば官職太公領)の安定的役割は従来以上に重くみなければならぬし、支配者がその支配目的のために上から作りだした行政・司法制度はさらに重要な要素であろう。また、都市の展開とりわけ首都の出現は、領域支配の客観化の原因であると同時に結果でもある。そして、以上のような諸要素と並んで、最後に、封建的在地領主層のランデスフォルクへの結合、彼らとランデスヘルによるラント法の作成という要素は、とくに強調されなければならないだろう。ところが、以上のような条件は、ザリアーやツェーリンガーの領主制的太公領の場合には、全く欠けていたか、極めて微弱にしか展開していなかった。そうした意味で、領主制的太公領は、たしかにランデスヘルシャフトに発展しつつある支配構成体ではありえても、いまだなお、ラン

テスレナハナハノミナシシヨクノヨク。

- (95) カムニ一語の源流と題して、ヨリトセカノク
 ヲ、S. 625 ff. E. F. Otto: Die Entwicklung der deut-
 schen Kirchenvogtei im 10. Jh. 1933. A. Waas: Vogtei
 und Bede in der deutschen Kaiserzeit. 2 Bde. 1919-23.
 参考トセ。
- (96) E. Klebel: Vom Herzogtum zum Territorium. a.
 a. O., S. 207 ff. J. Haller: Die Epochen der deutschen
 Geschichte. (List-Bücher, 1956) S. 26 f.
- (97) W. Kienast: Der Herzogstitel in den deutschen
 Königsurkunden. a. a. O., S. 567.
- (98) Eugen Ewig: Zum lothringischen Dukatus der kö-
 niger Erzbischöfe. in: Festschrift Franz Steinbach. 1960.
 S. 210 ff. G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 51 f.
 H. Werle: Titelherzogtum und Herzogsherrschaft. a.
 a. O., S. 235.
- (99) Th. Mayer: Über Entstehung und Bedeutung der
 älteren deutschen Landgrafschaften. in: ZRG. Germ.
 Abt. 58. 1938. S. 210 ff.
- (100) Widukind: Rerum gestarum Saxoniarum libri
 tres. MG. SS. rer. Germ. 1935 II. c. 2. S. 67. Wippo:
 Gesta Chunradi. MG. SS. rer. Germ. 1915. c. 1. S. 12.
 c. 2. S. 14. Thietmari Merseburgensis Episcopi: Chro-
 nicon. MG. SS. rer. Germ. 1935, III. c. 20. S. 124.
- (101) H. Werle: Titelherzogtum. a. a. O., S. 230 ff. E.
 E. Stengel: Udo und Hermann, die Herzöge vom
 Elsaß. in: Hess. Jahrbuch. I. 1951. S. 42 ff. G. Tellen-
 bach: Reichsadel. a. a. O., S. 52.
- (102) H. Werle: Titelherzogtum. a. a. O., S. 284 ff. G.
 Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 52.
- (103) H. Werle: Titelherzogtum. a. a. O., S. 284 ff. K.
 Bosl: Reichsministerialität. a. a. O., 385 ff.
- (104) H. Werle: Titelherzogtum. a. a. O., S. 235 ff. J.
 Ficker: Reichsfürstenstand. a. a. O., I. S. 89f. G. M.
 von Knonau: Jahrbücher des deutschen Reiches un-
 ter Heinrich IV. und Heinrich V. 6 Bd. 1909. S. 51.
 E. Ewig: Zum lothringischen Dukatus. a. a. O., S. 217
 ff.
- (105) H. Werle: Titelherzogtum. a. a. O., S. 264 ff. K.
 Bosl: Reichsministerialität. a. a. O., S. 468 ff.
- (106) H. Werle: Titelherzogtum. a. a. O., S. 278 ff. Th.
 Mayer: Fürsten und Staat. a. a. O., S. 294 ff. J. Fic-
 ker: Reichsfürstenstand. a. a. O., I. S. 193. M. Spin-
 dler: Die Anfänge des bayerischen Reichsfürstentums.
 1937. S. 194.
- (107) DOII. 279. H. Werle: Titelherzogtum. a. a. O., S.
 253 f. 参考トセ、カノミナシシヨクノヨク。参考トセ、
 —4 Wormatiensis dux Francoorum —44 参考トセ、
 Vgl. G. Tellenbach: Reichsadel. a. a. O., S. 59.

- (94) キーンの Metlach、トーマンシンの Hornbach、Limburg などが古くは私有修道院の領地、マクドムス、マクドムスを中心とする所領は、王領に由来するものと考えられる。H. Werle: *Titelherzogtum*. a. a. O., S. 252 f.
- (95) G. Tellenbach: *Reichsadel*. a. a. O., S. 59 f. W. Kienast: *Herzogstiel*. a. a. O., S. 553. マクドムスはマクドムス家のマクドムス「マクドムスにおける最初の自生の太公領」である。H. Werle: S. 264.
- (96) H. Werle: *Titelherzogtum*. a. a. O., S. 254 f.
- (97) ショーレンターの歴史のシュルツェ E. Krüger: *Zur Herkunft der Zähringer*. ZGO. NF. 6. 1891. S. 553 ff., 7. 1892, S. 478 ff. H. Flamm: *Der Titel Herzog von Zähringen*. ZGO. NF. 30. 1915. S. 254. Th. Mayer: *Der Staat der Herzoge von Zähringen*. 1935. jetzt in: *Mittelalterliche Studien*. 1959. S. 350. K. S. Bader: *Der deutsche Südwesten in seiner territorialstaatlichen Entwicklung*. 1950. bes. S. 34 ff. など参照。
- (98) „*Conditio autem pacis talis fuit, ut Bertulfus ducatum exsternaret, sic tamen, quod Turegum nobilissimum Suevie oppidum a manu imperatoris ei tenendum remaneret.*” *Otonis Frisingensis: Gesta Frederici*. MG. SS. rer. Germ. I. c. 8. S. 24.
- (99) W. Kienast: *Herzogstiel*. a. a. O., S. 576 f.
- (100) Th. Mayer: *Der Staat der Herzoge von Zähringen*. a. a. O., S. 350 ff.

- (95) *ibid.* S. 362. ここでマクドムスの人的結合国家 (Personenverbandsstaat) 制度的領域国家 (institutioneller Flächenstaat) 概念について論ずる余裕はない。その点については、さしあたり、山田欣吾「開墾自由人とは何か——「開墾自由人」学説の批判的考察」(久保正幡編『中世の自由と国家』中巻) 三九五頁参照。
- (97) O. Brunner: *Land und Herrschaft*. a. a. O., S. 173 f.

四 領邦的太公領

一一五六年皇帝フリードリヒ一世(バルバロッサ)がバルンブルク家のハインリヒ二世(マクドムス)にいわゆる小特権状 (privilegium minus) を与え、オーストリアを辺境伯領から太公領に転換した (commutare) ことは、太公領の歴史の上で新しい時期をひらく重要な行爲であった。小特権状の重要性は、それがオーストリア史の側からは「独立オーストリア国家の誕生證書」と評価される⁽⁹⁸⁾とともに、領邦国家史の観点からは「ドイツ領邦国家のマグナ・カルタ」とよばれているところからも明らか⁽⁹⁹⁾だ。ミッターイスは『ドイツ法制史概説』の中で、オーストリア太公領新設の国制的意義をつぎのよう

に書いてある。「オーストリアは、部族太公領ではなく地域太公領であり、完全に新しい型を示している。この時以後、部族支配から地域支配への移行、人的結合国家から領域国家へ、人的原理から領域的原理への移行が行なわれていった。この事実こそ、中世におけるドイツ帝国国制の最も重要な変化である。」⁽⁶⁰⁾(傍点原文)。ミッタイスの文章には、前節で私が考察した領主制的太公領が全く考慮されていない難点はあるが、オーストリア太公領の国制史的位づけとしてはほぼ正鵠を得たものといふことができる。

privilegium minus は通常の特権状と違って、国王の恩寵にもとづく特権授与というより、むしろ、政治的対立を終結するための協約といった性格が強い。ここでは、特権状の性格、その真偽をめぐる長い論争にたちいることはできないが、行論の必要上、特権状の成立にいたるまでのいきさつだけは簡単に述べておこう。⁽⁶²⁾

皇帝ロタール三世の死後、血統権原理よりすれば最有力の王位継承者であったハインリヒ・フォン・ヴェルフェンをさしおいてコンラート・フォン・シュタウフェンが王位に選出されたことから、ヴェルフェン、シュタウ

フェン両家の対立は激化した。一一三八年コンラート三世はヴェルツブルクのライヒスタークにおいてハインリヒをアハト刑に処し、ザクセン、バイエルン両官職太公領を没収し、前者をアスカニアのアルブレヒトに、後者をバーベンベルガーのレオポルト四世に与えた。この時以来バーベンベルク家のオーストリア辺境伯は、同時にバイエルン太公をも兼ねることになった。コンラート三世のこの措置は両家の政治的対立を公然たる内戦にまで先鋭化した。そうした中で、アルブレヒトが一一四二年に権利を放棄することによって、ザクセン太公領はヴェルフェン家の手に戻ったが、バイエルン太公領の問題は未解決のまま次の国王フリードリヒ一世の時代にもち越された。

フリードリヒ一世は、バイエルン太公領をハインリヒ獅子公に返還することによって、ヴェルフェン家との政治的妥協をかちとろうと試みた。そのための協議が数年にわたってくり返し行なわれ、バーベンベルク家からバイエルンが召し上げられたものと宣言されたこともあった。しかし、バーベンベルガーのバイエルン公は、その妃テオドラ(ビザンツ皇帝マヌエル一世の娘)を通じてビザ

ンツ宮廷の支援をもうけていたため容易に譲歩しなかったが、一一五六年五月、南イタリアのギリシア軍がノルマン人の王ウィルヘルム一世に決定的な敗北を喫したとき、遂に妥協を余儀なくされるに至った。そして、この時の妥協を具体化し、諸侯の同意を経て皇帝が公証した文書こそ一一五六年九月一七日の小特権状に外ならない。

特権状は、レーゲンスブルクのライヒスターク (curia generalis) において、皇帝が「朕の最も敬愛する伯父、オーストリア太公ハインリヒと、朕の最も親愛なる甥、ザクセン太公ハインリヒの間にて、バイエルン太公領をめぐり久しく争われたる不和と抗争を」⁽⁶³⁾ つぎのように終結せしめた、とのべている。即ち、「オーストリア太公は朕に対してバイエルン太公領を返還し、それを朕は直ちにザクセン太公に封として授与する (in beneficium concessimus)。他方バイエルン太公は朕に対してオーストリア辺境伯領を、そのすべての権利およびかつて辺境伯レオポルトがバイエルン太公より受領しありたるすべての封とともに返還する。」⁽⁶⁴⁾ そして、「この事により、朕の最も敬愛する伯父の名誉と栄光 (honor et gloria) が

いささかたりとも損なわれざらんがために、……オーストリア辺境伯領を太公領となし (marchiam Austrie in ducatum commutavimus)、当該太公領をそのすべての権利とともに、前述朕の伯父ハインリヒならびにその最も高貴なる妃テオドラに対し封として授与するものなり (in beneficium concessimus)。⁽⁶⁵⁾」

オットー・フォン・フライジnkの記すところによれば、「老ハインリヒ」のバイエルン太公領返還は七流の旗によって (per septem vexilla resignavit) なされ、皇帝によるオーストリア太公領の授与はそのうちの二流の旗によってなされている。⁽⁶⁶⁾ つまり、ここでは政治的妥協成立の一つの主要条件としての、パーベンベルク家の太公位保証が、前述ザリアーヤツェーリンガーの場合と違って、単なる名譽太公位の授与という形においてではなく、実際に旧官職太公領の一部が分離せられて新しい太公領が作られ、それが国王から同家に封として与えられるという形においてなされたわけである。しかも、パーベンベルク家は小特権状により、封としての太公領に対して、つぎのような相続上の特権を認められた。即ち、太公夫妻の子孫たちは「男子たると女子たるとを問わ

ず、前述オーストリア太公領を世襲権により (*Hereditario* *Titlo*) 王国より受領し保持すべきものとされ、さらに太公夫妻が「子なくして死亡せるときには、当該太公領を彼らの欲するいかなるものに対しても遺贈する自由を有す」べきことが認められたのである。⁽⁶⁷⁾ *libertas affectiva* といふこの時代のドイツには異例の権利については、ビザンツ的法觀念の影響が考えられているが、それはともかく、太公領に対するバーベンベルク家の世襲的権利と女性の相続権とが「永遠の法に基づいて認証せられた」ことは、事実上、国王による封主権の発動の機会を最小限にまで狭めたものと言ふことができよう。

その上、皇帝に対するオーストリア太公のレーン制的義務そのものもまた、著しく軽減された。すなわち、小特権状によれば、太公は皇帝がバイエルンの宮廷において召集したライヒスターク以外には出頭する義務を負わず、また従軍についても、オーストリアに接した国々または地方以外には出陣を命ぜられることはなかった。⁽⁶⁸⁾ つまり、皇帝のオーストリア太公領に対する支配関係は、単なる上級封主権に限られたわけだが、それすらも質量ともにかなり弱く小さいものであり、事実上、オースト

リア太公領のヘルは、いまやバイエルン太公でも皇帝でもなく、バーベンベルク家のオーストリア太公であることが公認されたのである。

そこで、つぎに問題となるのはオーストリア太公領 (*ducatus Austriae*) なるものの構造である。いうまでもなく、この問題を本格的に扱うためには、おびただし数にのぼる地域史研究の諸成果を検討しなければならぬわけだが、既に与えられた紙数も尽きたこの場でそれを試みることはできない。ここでは、そうした研究を一応ふまえつつ、太公領の領域構造と権力構造について、結論的要点を指摘するだけにとどめざるをえない。

小特権状は、国制史的観点からして最も注目すべきその裁判条項において、つぎのように規定している。「朕はまた、いかなる者も、貴賤・強弱を問わず、当該太公統治領域内においては (*in eiusdem ducatus regimine*)、太公の諒解と許可なしに (*sine ducis consensu vel permissione*) いかなる裁判権 (*iurisdictionem*) をもあえて行使すべからざることを命ず。⁽⁷¹⁾」この条項の文言そのものは明快であり、われわれはそこから、太公領は太公権力の及ぶ統治領域と理解されていること、その領域の上に太公

は裁判高権を公認されたということ、だけは容易に読みとることができる。しかし、言葉の明快さにもかかわらず、その解釈は決して容易ではなく、*regimen duacatus* とは具体的にいかなる領域であるか、*iustitia* の内容は何かをめぐって早くから活潑な論争が展開されてきた。

ハインリヒ・ブルンナーは一八六四年の論文において、⁽⁷²⁾ 厳格に中央集権的な帝国国制を前提しつつこの裁判条項の解釈を試み、まず *regimen duacatus* の内容は、「昇格」以前のオストマルクそのもの、すなわち、ザクセン・シュビーゲルの中で一般的に裁判制度上、特殊な地位を認められている辺境伯領⁽⁷³⁾であり、国家役人としての辺境伯は、既にその管轄領域内で国王の *Bannleibe* なしに司法権を行使することができたのであるから、小特権状によってさらに追加授給された権限は、国王が一貫して留保してきたところのイムニテート授与権 (*Bekenn-tionsrecht*) だった、と説明した。しかし、今日の研究段階においては、こうした見方は全く誤りなることが明らかにされている。その後の個別研究は、在地豪族たちが自生的イムニテートをもつてい、それ故に、皇帝の特権状を待つまでもなく、*exempt* だったということ、なら

びに、*regimen duacatus* が決して均質的権力領域ないしは行政区劃のごときものではなく、複雑な構成と成立史をもつていたことを明らかにした。⁽⁷⁴⁾

まず、新太公領の中核には本来のオストマルクがある。その広さは、十、十一世紀に辺境伯の軍事任務の経済的裏づけとして徴集された *Marchfuter* の取立て範囲から再構成されうるが、それはドナウ川に沿った狭い地域に限られる。⁽⁷⁵⁾ 辺境伯はそこにおいて、*Tullner Becken* を中心とする所領と、教会からの封土、教会フォークタインのほかに、諸グラーフシャフトを所有し、また、*Peitsteiner, Schalaburger* といった高級貴族にグラーフシャフトを封として与えていた。したがって、この官職区劃内での伯権はすでに辺境伯の手に集中されていたわけであり、裁判高権を創出ないし確認するために改めて小特権状が賦与される必要はなかったのである。

オストマルクの外側には、歴代の諸王とりわけハインリヒ三世によって軍事的に獲得された人口稀薄な広い地域があった。国王はこのライヒスラントを多くの修道院、パーペンベルク家とその同族たち、ドイツ全域からこの地へ来た貴族たちに与え、⁽⁷⁶⁾ 積極的な土地開発を行な

わせた。その結果、ここには *Formbacher* をはじめとする聖俗領主による多くの在地領主制的支配が成立し、その若干のものは自己の支配領域の上に、国王から直接的に伯権を与えられ、例えば *Hardesger* などは、そうした帝国直属資格を十五世紀末にいたるまで保持した。一方、バーベンベルク家は、自ら最も積極的な開発領主であり、巧みな婚姻政策とフォークタイ政策によって、他の領主に対する実力的優位を築くとともに、辺境伯としての軍事的任務を基礎として、このライヒスラントに対する軍事的指揮権を行使していた。こうした意味で辺境伯の指導的機能のもとにたつ領域をレヒナーは *Prinzipalgebiet* と名づけた⁽⁷⁷⁾。そして、小特権状の裁判条項が意味をもっていたのは、まさにこの領域に外ならなかったのである。

ライヒスラントにおける在地領主たちは、明示的、黙示的の差はあるにせよ国王直属の貴族であり、そうした資格において王権に由来する裁判権、自生的裁判権を行使していた。小特権状は、いまや、そうした裁判権を新太公の「諒解と同意」のもとで行使さるべきものと定めただのである。もちろん、小特権状によって裁判の事実関

係が変更されることは、さしあたりなかったであろう。また、それによって太公の司法上の権限が従来より拡大されることもなかった。むしろ、この点についていえば、実は小特権状は太公の権限については何も語っていないのである⁽⁷⁸⁾。しかし、いまや、在地領主たちの行使する裁判権の法的基礎は、はっきりと太公の裁判高権に置かれたのであり、そこにおいては直接王権に由来する裁判権や自生的裁判権は、法的には存在しえなくなった。こうして、まさに高級貴族層に属する在地領主を、少なくとも裁判権の上では太公のもとに下属すべきものと定めただちに、小特権状裁判条項の国制的意義がある。つまり、*principes* の中で *principes imperii* に属するものは、バーベンベルガーのオーストリア太公に限られたのである、そうした意味で、この条項は、他の高級貴族たちの陪臣化への法的契機をつくりだしたものである⁽⁷⁹⁾とができ

ところで、太公の在地領主に対する現実的地位は、もちろん一片の皇帝特権状によって決定されうるようなものではない。と同時に、特権状なるものも、事実関係を全く無視して作成しうるものもなからう。そこで、太

公と在地領主たちとの現実的政治関係が問題になるわけだが、一一五六年以降この小特権状に対して、太公領内の諸領主から特別の抵抗がみられなかったことは、その諸条項が著しく現実的諸関係と喰い違つてはいなかったことを予想させる。

辺境伯がオストマルクの外側に住む在地領主たちに対して軍事的指導権を行使したことは既に指摘したが、辺境伯は叙任権闘争の政治的混乱期に、すでに有力在地領主たちの明瞭な政治的指導者として登場している。すなわち、辺境伯レオポルト二世は、熱烈なグレゴリアニストたるパッサウ司教アルトマンの影響のもとで教皇派に廻り、一〇八一年「彼の統治領域の有力者たちを (*in moribus sui regimini*) Tulln とよばれる聚落に集め、暴君ハインリヒの支配を、宣誓によって拒絶した。」この事件を別の史料は、「司教アルトマンと辺境伯レオポルトとすべての有力者たち (*principes*) は、国王ハインリヒに抗して誓いを結んだ (*jurabant*)」と報じている。Tulln はオストマルクにおける中心的 Dingort だが、辺境伯はそこに広くオストマルク外の有力領主たちをも集めて、一つの政治目的のために誓約団体を結んだわけである。

そして、辺境伯は実際にオーストリアの諸領主たちを率いて、皇帝から派遣されたベーメン太公と戦っている。しかも、われわれにとって注目されるのは、その誓約団体に加わった領主たちが、辺境伯の「統治領域の有力者」とよばれていることだが、この統治領域という言葉は、一一一五年のレオポルト三世の文書にも、*Redmark* を含めて *in nova regimine* と表現されている用例と同じであり、明らかにオストマルクより広い領域を指している。

バーベンベルガーはその後、一一〇五年には皇帝ハインリヒ五世の妹アグネスと結婚して家格を高め、一一〇八年には *Chan-Vohburg* 家の遺領を継承してウイーン周辺に確乎たる地歩を築いた。フィッカーも指摘しているように、この頃から辺境伯の文書には、*Burghausen*, *Peilstein*, *Berg*, *Schlaberg*, *Machland*, *Julbach*, *Viechtenstein* といったグラーフたちが、規則的に証人として名を連ねるようになる。これは、辺境伯の召集する *Provincialversammlung* (ローゼンシュトック)⁽⁸⁴⁾——敢えていえばラントディングク——がほぼ制度化され、帝国直属のグラフをも含めて在地領主層に対する辺境伯の上級支配権

が、事实上、樹立されていたことを意味する。

この意味で、一一三六年の辺境伯レオポルト三世のマリアツェル修道院に対する文書は極めて注目に値する。辺境伯はその中で、Herr von Schwarzburg によって建設せられた同修道院のフォークタイを引受けたのち、その地位を「将来、そのラントの首長権 (principatum terre) を得るであろうところのわが子および子孫」⁽⁸⁵⁾ に対しても保証した。いまやはじめて、辺境伯を首長とするラント概念がうちだされたのであり、ラントの貴族たちは、この文書の証人になることを通じて、ラントに対するバーベンルク家の首長権を認めたのである。ここにわれわれは、一つの国家的構成体としてのラント——ランデスヘルに指導されるランデスフォルクの政治的共同体——が客観的に存在するのを見ることができるといえる。

一一五六年の小特権状が、はじめて新しい太公領を「創出」したのは、実は、右のような事実上のラントの存在が前提されていたわけであり、新太公領の実体は、バーベンルガー辺境伯により、長期の努力を通じてつくり上げられたランデスヘルシャフトに外ならなかった。それは、前節で検討したザリアーやツェーリンガ

の「太公領」のように、ヘルの人格において辛じて統一性が保たれているところの *dominium* ではなく、ランデスヘルとランデスフォルクによって構成されるラントディングにおいて制度的客観性を与えられているところの支配構成体であった。そして、かかる支配構成体に帝国内法上の地位を保証し、それを一つの新しい太公領として帝国内制の中に組み入れたところに、小特権状の画期的な意味があったのである。

(85) J. Ficker: *Über die Echtheit des kleinen österreichischen Freiheitsbriefes*. Sitzungsbericht d. Kais. Akad. d. Wiss. in Wien. 23. 1875. S. 489.

(86) Th. Mayer: *Friedrich I. u. Heinrich d. L. a. a. O.*, S. 440.

(60) ハインリッヒ・ミッターイス『ドイツ法制史概説』(世良晃志郎訳)一七八頁。

(61) 真偽をめぐる論争その他、この特権状の研究文献にツェーリンガーと M. Uhlirz: *Handbuch der Geschichte Österreich-Ungarns*. 2. neubearbeitete Auflage. 1. Bd. 1963. S. 246 ff. 参照。この論争は K. J. Heilig: *Ostrome und das deutsche Reich um die Mitte des 12. Jahrhunderts*. in: *Kaisertum und Herzogsgewalt im Zeitalter Friedrichs I.* 1944. S. 1. ff. が発表されるに及んで、偽作説のはば完全な敗北に終わった観があるが、今日な

- 年鑑に記す州縣のハルツの如ク M. Uhlirz: Bemerkun-
 gen zu dem „privilegium minus“ für Österreich
 (1156) und zu der Frage der „tres comitatus.“ in:
 Südostforschungen. 20. 1961. S. 23 ff. 244 ff.
 (92) 公家領の領地ハルツの如ク K. J. Heilig: Ostrom und das deutsche Reich. a. a. O., S. 3 ff. Th. Mayer: Friedrich I. a. a. O., S. 382 ff. Th. Mayer: Das österreichische Privilegium minus. 1957. jetzt in: Mittelalterliche Studien. 1959. S. 222 ff. H. Fichtenau: Von der Mark zum Herzogtum. Grundla-
 gen und Sinn des „privilegium minus“ für Öster-
 reich. 1958. S. 27 ff. 44 ff. 45 ff.
 (93) „...item et controversiam, que inter dilectissi-
 mum patrum nostrum Henricum ducem Austrie et
 karissimum nepotem nostrum Henricum ducem Sa-
 xonie diu agitata fuit de ducatu Bawarie, hoc modo
 terminavimus, quod...“ MGH. Legum IV. Constituti-
 ones I. S. 221 f.
 (94) „...marchiam Austrie cum omni iure suo et cum
 omnibus beneficiis, que quondam marchio Leupoldus
 habebat a ducatu Bawarie.“ *ibid.* S. 222.
 (95) *ibid.* S. 222.
 (96) Ottonis Episcopi Frisingensis: Gesta Fridrici.
 II. c. 57.
 (97) „si...absque liberis decesserint, libertatem habe-
 ant eundem ducatum affectandi cuiusque volue-
 rint.“ MGH. a. a. O., S. 222.
 (98) K. J. Heilig: Ostrom und das deutsche Reich. a.
 a. O., S. 83 ff.
 (99) MGH. a. a. O., S. 222.
 (100) 1164年領地ハルツの如ク K. J. Heilig: Die Erhebung Österreichs zum Herzogtum.
 in: Bll. f. dt. Landesges. 1959. S. 25 ff. 44 ff. 45 ff.
 46 ff. 47 ff. 48 ff. 49 ff.
 (101) MGH. Const. a. a. O., S. 222.
 (102) H. Brunner: Das gerichtliche Exemtionsrecht der
 Babenberger. 1864. in: Abhandlungen zur Rechtsge-
 schichte. Gesammelte Aufsätze. Bd. I. 1931. S. 1 ff.
 (103) Sachsenspiegel. Landrecht. II. 12. §. 6 „...diz ist
 da unne, daz in der marke nicheyn kuninges ban-
 nis, unde ir rechte zweiet; ...“ III. 64. §. 7. „Jewel-
 keme markgreven drizich [Schillinge], die dinget bi
 sinnes selvis hulden.“ 1) 1164年 W. Schlesinger:
 Entstehung der Landeshererschaft. a. a. O., S. 243 ff.
 ders.: Zur Gerichtsverfassung des Markengebietes
 östlich der Saale im Zeitalter der deutschen Ostsie-
 dlung. in: Jb. f. d. Ges. Mittel-und Osttdts. Bd. II.

1953. S. 1 ff. を参照。

- (74) ここでは文献の列挙は行なわな。ただ、この問題に関連して、F. Pfeffer: *Das Land ob der Enns. Zur Geschichte der Landeseinheit Oberösterreichs*. 1958. の大胆な構想に対して A. Hoffmann, K. Reindel, K. Holzer, A. Zauner, O. Hageneder 等 *Mitteilungen des oberösterreichischen Landesarchivs*. 7. 1960. に行なつた批判があることだけを述べ置かば。
- (75) Th. Mayer: *Privilegium minus*. a. a. O., S. 216. に転載されたシュトラーの歴史地図を参照。
- (76) ハイムリヒ三世の土地寄進ないしは贈与を記す文書は、旧地オーネンリッ地域ならびに十八点にのぼる。
- (77) Vgl. *ibid.* S. 213. Ann. 51.
- (78) K. Lechner: *Grafschaft, Mark und Herzogtum*. in: *Jb. f. Landeskunde v. NÖ*. 20. 1926/27. S. 54.
- (79) オーネンリッ太公の裁判権限を知る手掛りは小特権状にはない。この点で、小特権状を一一六八年のヴェルミンルト司教(太公)への特権状と比較したマイヤーの諸研究は重要である。それを通じて、われわれは太公の裁判権力の具体的内容を知ることができる。結論だけを示すならば、太公権の内容をなすところの potestas iudiciaria 及び „de rapinis et incendiis, de allodiis et beneficis, de hominibus et vindicta sanguinis“ (H. Spangenberg: *Urkunden zur Geschichte der Territorialverfassung*. Heft I. S. 41) となつた「平和裁判権」貴族の人身問題に関する裁判権をその流刑裁判権を含め、Th. Mayer: *Die Würzburger Herzogsurkunde von 1168 und das österreichische Privilegium minus*. in: *Festschrift für F. Steinbach*. 1960. S. 252 ff. ders.: *Fürsten und Staat*. a. a. O., S. 285 ff.
- (80) Th. Mayer: *Friedrich I. a. a. O.*, S. 431. ders.: *Privilegium minus*. a. a. O., S. 230 f.
- (81) MGH. SS. XII. *Vita Almanni*. S. 236. Vgl. J. Ficker: *Reichsfürstenstand*. II. 3. a. a. O., S. 92. Th. Mayer: *Privilegium minus*. a. a. O., S. 218 f.
- (82) MGH. SS. IX. *Annales Mellicenses*. S. 500.
- (83) ノルマンヤ三冊をキムント・ノルマンヤ巻題語に採つて原語を訳した註釋。
- „...a rehibitione vel reditu mei iuris in Rikmarcha vel in omnibus locis mei regiminis trans Danubium positus.“ *Urkundenbuch zur Geschichte der Babenberger in Österreich*. Bd. I. 1950. S. 3.
- (84) J. Ficker: *Reichsfürstenstand*. II. 3. a. a. O., S. 93 ff. Th. Mayer: *Privilegium minus*. a. a. O., S. 220.
- (85) E. Rosenstock: *Herzogsgewalt und Friedensschutz*. a. a. O., S. 9. 197 ff.
- (86) *Babenberger UB*. a. a. O., S. 12.

(一橋大平助教)